

## 自治基本条例の 見直し案を提案

自治基本条例は、「町の憲法」と言われ、まちづくりの枠組みを条例として制定したものであり、自治の基本となる事項を定める最高規範と位置付けられるものです。

町村合併議論後、自律のまちづくりを進めるため、平成18年に制定されましたが、10年を経過し、環境未来都市に選定されるなど大きく町も変化していることから、本条例の趣旨である町民の意思を反映する仕組みを改めて検証しました。

### 主な見直し案

#### (基本理念)

議会は町民の意向が反映されているか常に監視、牽制す

ることが規定されていますが、加えて独自の調査活動や町民との広聴活動をいかして議会の政策形成、政策提言を規定します。

(町民参加)

法令の規定によるものや緊急を要するものは、町民参加から除かれているが、主権者である町民の意思が反映されるよう、法令の規定によるものなど除かれている事項や公

(町民参加)

共施設の整備についても、町民が積極的に関わりを持つ機会を確保するため規定します。

(町民参加の時期)

現行では、適切な時期と規定しているが、政策を立案する意思形成の段階で町民参加を保障することにより、町民と行政の乖離を防ぐため、規

(議員の責務)

議員は、政治に対する倫理性を自覚し、公正で誠実な職務遂行と町政の課題や町民の声を把握し、審議能力、政策形成能力など自らの資質向上に努めることを規定します。

(議会の役割、権限、責務)

議会の役割、権限、責務は法で定めるところですが、情報共有、町民参加を図り、断の議会改革の推進を規定します。

(議会活動の充実)

町民との情報共有のため会議の公開を原則とし、調査権の行使などにより議会活動充実のための事項を規定します。

議会を傍聴してみませんか  
次の定例会は9月です  
委員会も署名するだけで  
傍聴することができます

## 編集後記

下川町は至るところに美しい自然がある。川も少し上流に行くとテレビに出てきそうな澄み切った清流が多い。我が家の子供たちも海ではなく川でよく遊ばせたものです。しかし今はそうはいかない。頻繁に熊が市街地にまで姿を現す。ひと昔前、熊さんは山奥に暮らしているものと思っていたのに。どんぐり、山ブドウ、コクワの減少がもたらした食料事情が生態系を崩した一因では。

町と議会、車にたとえられる。アクセルとブレーキ、時には両輪のごとく。下川町は、自然の力を借り、地域の活力で未来を開く方向に進んでいるのでしょうか。その岐路にあって感情的にならず、かつ情熱をもって道を模索する。その心構えがいま求められているのではないか。(さ)

### 表紙の写真

幼児センターの園児たちの水遊びの様子です。

宍原公園に新しくできた噴水の水遊び、とても気持ち良さそうですね。